○美幌・津別広域事務組合消防団員退職報償規程

〔昭和４７年２月１０日
訓　令　第　４　号〕

改正　昭和４９年　４月　１日訓令第　２号　昭和５７年　７月　３日訓令第　２号
平成　３年　４月　１日訓令第　７号　平成１３年　４月　１日訓令第　６号

（感謝状及び記念品）

第１条　消防団員が退職又は死亡したときは、次の各号に定めるところにより感謝状を贈呈する。

⑴　勤続１５年以上の団員にあっては団長（３０年以上は記念品）

⑵　勤続１５年以上で退職時班長以上の職にあった者は管理者（感謝状及び記念品）

（該当者の報告）

第２条　団長は、この規程に該当する団員が生じたときは、その都度消防長又は署長に報告しなければならない。

（退職団員名簿）

第３条　団長は、この規程の適用を受けた退職団員の名簿を作成し、保存しなければならない。

（雑則）

第４条　この規程の細部については、消防長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和４７年訓令第２号）

この訓令は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　則（昭和５４年訓令第２号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和５４年４月１日から適用する。

附　則（平成３年訓令第７号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年訓令第６号）

この訓令は、平成１３年４月１日から施行する。